

第2次小松島市男女共同参画計画

こまつしま

ひと
女と男の

ハーモニープラン2



人権・自立・共同のまちづくり

 小松島市

概要版

男女共同参画社会とは？

男女が共にお互いを認め合い、性別にかかわらず一人ひとりが家庭、地域、学校、職場などの社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる、市民みんなが主役の社会です。また、あらゆる分野に対等なパートナーとして参画することで、共に喜びや責任を分かち合う社会です。

家庭では…



男女は共に家族の構成員です
家事、子育て、介護など、性別にかかわりなく、
家族みんなで役割分担して
協力し合うことが必要です

地域では…



暴力や差別を
許さない
まちづくりや
子育てに
地域ぐるみで
取り組むことが重要です
性別、世代を超えて地域活動へ積極的に
参画することにより地域に活力が生まれます

学校では…



個性を認め合い相手に対する思いやりを持った
人権を尊重する心を育てることが大切です
個人の能力が発揮できる
教育が行われることが重要です

職場では…



働きやすい職場で
男女が共に
個性と能力を発揮し
いきいきと働くことが
望まれています
バランスのとれた労働時間で
仕事と家庭生活などの
バランスをとることが求められています

目標I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、本質的に重要であると考えられるのが、市民の意識づくりです。この目標については、これまでも重要性が認められ、男女共同参画に関する講演等様々な施策が展開されてきました。既成の社会通念の見直しや新しい世代の育成のために、今後も継続的な働きかけが必要になるといえます。

課題① 男女共同参画に関する意識の啓発

課題② 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

課題③ メディアにおける男女の人権の尊重

目標Ⅱ

あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

将来にわたり持続可能で、活力豊かな社会を構築し発展させていくためには、社会のあらゆる分野で、男女が平等のパートナーとして共に活動し、最大限の能力を発揮することが重要です。そのためには、これまでの性の区別に基づく慣習や観念にとらわれることなく、政策決定等の場面でも、労働の場面でも、また家庭や地域社会の活動の場面でも、その他のあらゆる場面に躊躇せずに参画することができるようにならなければなりません。したがって、これまで以上に男女共同参画が可能となるよう基盤をつくり、整備していくことが大変重要な課題となります。

課題① 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

課題② 就業における男女共同参画の促進

課題③ 地域における男女共同参画の促進

課題④ 防災における男女共同参画の促進

課題⑤ さまざまな困難を抱える男女への支援

目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事や家庭生活、地域生活等について自ら希望するバランスで展開できる状態）を実現できる環境は、市民一人ひとりが性別や年齢にかかわりなく、さまざまな分野に参画していくための重要な条件となります。あらゆる場面で、男女それぞれが能力や個性を発揮することで、いっそう生き生きとした活力のある社会となることが大いに期待されます。

課題① ワーク・ライフ・バランスの推進

課題② 家庭生活・地域生活における男性の参画推進

課題③ 子どもを育てる社会環境の整備

課題④ 介護を支える社会環境の整備

目標Ⅳ

男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

女性も男性も、それぞれの身体について十分理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、自立して健康に生きていくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことです。

課題① ライフステージに応じた健康づくりの支援

目標Ⅴ

あらゆる暴力を根絶する社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

その被害者の多くが女性であることは女性への差別意識が存在することを意味しており、男女の対等な関係づくりが基盤となる男女共同参画社会の形成の大きな阻害要因となっています。

課題① 男女間における暴力の根絶

計画の期間

この計画は、平成 26 年度を初年度とし、平成 35 年度までの 10 年間を計画期間として設定します。なお、計画期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画の推進

1 庁内推進体制の充実・強化

全庁的な取り組みにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権推進課を中心に、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるよう推進します。

また、市職員の男女共同参画の意識の拡充を図り、全庁的に男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、研修などを通じて市職員の意識啓発に努めます。

2 国・県・関係機関等との連携

男女共同参画の推進についての課題は、広範多岐にわたるため、市の取り組みだけでは解決につながらないこともあります。国・県・関係機関等との連携を図りながら、男女共同参画社会を推進します。

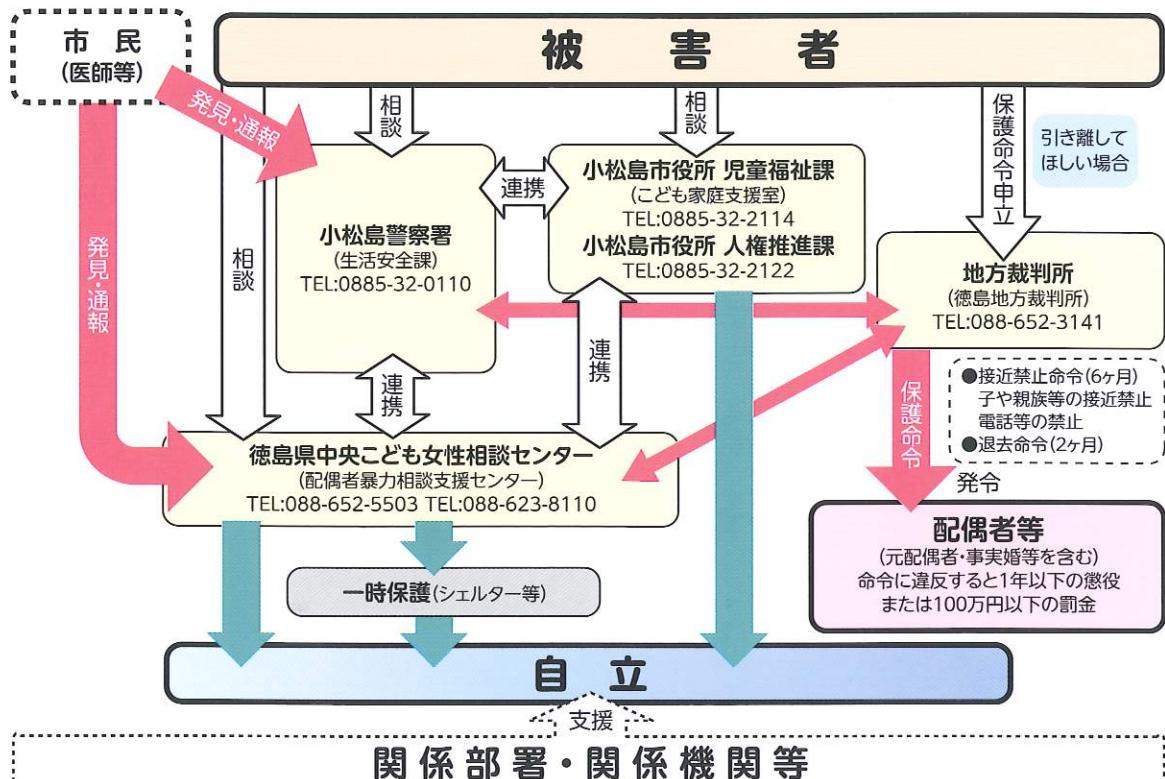
3 市民・事業者との協働による取り組みの推進

計画を推進し目標を達成していくために、各種事業を通じて意識啓発を行いながら、市民・事業者との協働による事業の実施に努めます。

4 計画の進行管理

計画の進行管理については、事業の実施状況、市民意識調査等において評価を行い、それを踏まえて施策・事業の点検、見直しや方向性の変更等を検討する等、計画・実行・評価・改善のサイクル（P D C A サイクル）のなかで進行管理に取り組んでいきます。

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート



第2次小松島市男女共同参画計画(概要版)

2014(平成26)年3月発行

発行/小松島市市民環境部人権推進課 〒773-0006 小松島市横須町2番14号

TEL: 0885-32-2122 FAX: 0885-33-3525

E-mail jinkensuishin@city.komatsushima.tokushima.jp

URL http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/